

## 公 告

下記により入札を実施しますので、「入札及び契約心得」（平成20年 4補公示第45号）を熟知の上、参加されたい。

### 記

- 入札方式 一般競争入札
- 入札日時 令和8年6月23日（火） 10時10分  
（郵便による入札については 令和8年6月22日（月）15時00分 までとする。）
- 入札及び開札場所 4号庁舎1階 調達部商議室
- 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和07・08・09年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において「物品の販売」の「A、B、C、D」のいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。  
(4) 防衛省指名停止権者又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) (4)により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(6) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。
- 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10.0パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 郵便による入札 第4補給処 公示第46号（5.3.10）別紙第1に基づき実施すること。
- 保証金 (1) 入札保証金 免  
(2) 契約保証金 免  
(3) 各保証金として納付できるものは、現金又は銀行小切手を通常とするが、他の手段で納付する場合は、契約担当職員に照会すること。
- 保証金の処分 入札保証金は、落札者が契約を結ばないとき、契約保証金は、契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
- 保証金の免除 7の保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときは入札保証金を、履行保証保険契約を結んだときは契約保証金を免除する。
- 入札の無効 4の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 適用する契約条項 売買一般契約条項  
談合等の不正行為に関する特約条項  
暴力団排除に関する特約条項  
検査の一部省略に関する特約条項（注1）  
部分払いに関する特約条項（注2）  
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項（注3）  
生産性向上推進制度に関する特約条項（注3）  
（注1）：消費税込単価が20万円に満たなかった場合のみ適用される。  
（注2）：落札者が希望する場合のみ適用される。  
（注3）：官側が必要と認めた場合適用される。
- 契約書作成必要の有無 有
- 入札に付する事項

| 調達管理番号                     | 品名       | 規格      | 数量    | 納地             | 納期      | 摘要 |
|----------------------------|----------|---------|-------|----------------|---------|----|
| A-26-024A-MZ7B-SE-0298-000 | BOLT外8品目 | 仕様書のとおり | ----- | 第4補給処<br>木更津支処 | 8.12.18 |    |

- 説明会 無
- 見本提出 無
- 内訳明細書提出 無
- 見積（事前）提出 有
- 同等品申請書提出 無
- 仕様書配布 有
- 製造出荷引受書 無
- その他
- 端数処理 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- 下請負 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 提出書類 令和07・08・09年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- その他 11に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」の適用が可能であるので、適用を希望する者は、契約締結前までに申し出ること。  
本書記載事項の詳細及び仕様書の貸出し又は閲覧については、契約担当職員に照会すること。

問い合わせ先： 第4補給処契約課第2班 04-2953-6131（内線 4333）

